

大阪府立男女共同参画・青少年センター指定管理者募集に係る質問・回答

NO	項目	質問内容	大阪府の回答
1	貸館業務について	2020年(令和2年)3月以降の(貸館の)利用実績を教えてください。	資料Aのとおりです。
2	貸館業務について	ドーンセンター来館者数(資料2)の件数は利用件数ですか。	資料2の「件数」はコマ数を記載しています。例えば1団体が午前・午後・夜間を通して使用した場合、3件で計上しています。
3	貸館業務について	利用状況(資料3)各年の年間営業日数は、稼働率/ハウスフル/は朝昼夜で3倍で良いのですか	稼働(利用)率を計算する際は、1日の利用を午前・午後・夜間の3コマに分け、実際に利用があったコマ数を利用可能コマ数で割ったものです。 ご質問にある「ハウスフル」は、利用可能コマ数と同義です。
4	貸館業務について	(会議室等の利用)料金体系を変える場合、改定までの期間はどれくらいかかりますか	利用料金については、募集要項8ページに記載のとおり、大阪府立男女共同参画・青少年センター条例(以下、「センター条例」)第12条で定める金額を上限額として、その範囲内で指定管理者が定めることができるものとしており、設定にあたっては、あらかじめ府の承認を受ける必要があります。 改定に要する期間は、約1か月程度を要しますが、改定内容等により期間について変わる可能性があります。
5	貸館業務について	現在、祝日以外の月曜日は閉館だが開館できるのか	休館日については、募集要項7ページに記載のとおり、センター条例施行規則第3条に基づき、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更することができます。この場合、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。
6	貸館業務について	P9 イ I、Ⅲ ホール利用中止の場合の協議とありますが、中止による損失金額の補填は協議対象ですか。	ホール調光盤、特定天井の改修工事を行うことが決まった場合、施設が利用できない期間の補填については協議対象です。
7	貸館業務について	P10 エ NPO協働フロアを期限付きでNPO団体に打合せ場所等に、貸出をする事は可能ですか。	NPO協働フロアは府の行政財産という性質上、指定管理者が独自に期限付きでNPO団体へ貸出等を行うことは原則としてできません。 NPO等の団体・グループとの協働を推進する目的で、指定管理者の事業計画により貸出を検討する際は、事前に具体化した段階で別途ご相談ください。
8	貸館業務について	舞台関係業務の詳細 P21 2① 技術者の配置1名の責任者は日々常駐する必要がありますか。	ホールの従事者(技術者)については、管理業務等の内容21ページに記載のとおり、指定管理者において所要の人員を配置することとしており、うち1名を責任者として配置することとしています。業務上支障がないよう計画的に配置してください。
9	貸館業務について	・駐車場の営業時間変更は可能でしょうか。(24時間営業など)また変更が可能な場合の条件及び必要な申請等ご教授ください。	駐車場の営業時間については、府との事前協議の上、変更可能となる場合があります。
10	貸館業務について	・ホールの必要従事者(技術者)を前回公募3名から1名に変更した理由をご教授ください。(過重労働などの可能性はないのでしょうか。)	管理業務等の内容21ページ「2. 技術者の配置」①に記載のとおり、専門の技術者は必要数の配置を求めており、うち1名を責任者とするという条件を記載しております。ホールの従事者(技術者)が1名でよいというものではありません。
11	コンシェルジュ機能について	P10 ウ 男女共同参画等の推進に資するコンシェルジュ機能を果たす人材は、過去の実務経験や経験年数等は必要ですか。 P7 3(1)に記載のあるコンシェルジュ機能とは別に、配置する必要があるのでしょうか。	男女共同参画等の推進に資するコンシェルジュ機能を果たす人材については、過去の実務経験や経験年数等是不問ですが、管理業務等の内容10ページに記載のとおり、例えば、情報ライブラリーにおいて、男女共同参画等に関する人材や図書を紹介、催事や施設の情報提供、セミナー等の企画でのアドバイスを行う等、利用者の要望に適切に対応できる人材として、1名以上配置してください。 なお、募集要項7ページ3(1)に記載しているコンシェルジュ機能人材と別に配置する必要はありません。
12	再委託について	P11 キ 第三者への委託の禁止等について、貸室とは駐車場も範囲にはいりますか。	駐車場については、募集要項11ページ キ「第三者への委託の禁止等」に記載している「貸室」に含みません。

大阪府立男女共同参画・青少年センター指定管理者募集に係る質問・回答

NO	項目	質問内容	大阪府の回答
13	再委託について	<p>・P.11 キ第三者への委託の禁止等に記載のある(主要な部分を除く)に該当する3項目の具体的な業務内容をご教授ください。特に資格、許認可等に関わる項目があればお示し頂きたく存じます。また、承諾を得る為の書面はどのような書面が必要でしょうか。</p>	<p>募集要項11ページキ「第三者への委託の禁止等」に記載の(主要な部分を除く)に該当する具体的な業務内容をすべてお示しすることは困難ですが、「主要な部分」とは、「貸室の利用の承認、その取消及びその他の利用に関する業務」、「ドーンセンターの維持及び補修に関する業務」、「情報ライブラリーの運営に関する業務」となります。これらの業務を一括して第三者に委託することはできませんが、例えば、維持補修の管理機能を果たしたうえで、専門技術を伴う工事、保守点検、清掃、警備等といった個々の事実上の行為を委託することは、書面による府の承諾を得たうえで再委託することが可能です。再委託にあたって決まった申請様式はありませんが、①再委託の相手方の所在地・商号又は名称、代表者、②再委託をする業務の内容及び範囲、③再委託期間及び委託額、④再委託をする理由等を記載した書面にて申請をしていただきます。また、契約内容を確認するため、契約書の写しを提出していただく必要があります。</p>
14	参考価格について	<p>審査基準区分 IV府の参考価格2400万円/年額とは毎年府からの負担金(補助金)の事ですか。</p>	<p>募集要項25ページに記載の府の参考価格は、負担金(補助金)ではなく、府から支出する指定管理委託料の上限額となります。</p>
15	自主事業について	<p>P11 ③ 自主事業の実施 1階ロビーや地下フロアの使用料を教えてください。</p>	<p>1階ロビーや地下フロアを使用し自主事業を実施する場合の使用料については、大阪府行政財産使用料条例及び大阪府公有財産規則等に基づき、最新の土地建物の台帳価格等により算定します。令和2年度の1㎡当たりの年間使用料は、約25,000円(税込)です。(端数処理有) 自主事業の実施にあたっては、募集要項11ページに記載のとおり、具体的な事業内容等について、府との協議が必要です。</p>
16	システムについて	<p>P6(8)施設に附随する設備 ドーンセンター情報ネットワークシステムについて、現在のパソコン端末及びプリンターの配置数をお示し願います。</p>	<p>現在の指定管理者が配置しているパソコン端末及びプリンターは次のとおりです。 【施設受付】 カウンター用パソコン端末 1台(府貸与) 執務室内パソコン端末 8台(指定管理者調達) 利用者用パソコン端末 1台(指定管理者調達) 利用者用レーザープリンター 1台(指定管理者調達) 執務用レーザープリンター 2台(府貸与)※ライブラリー兼用 ドットプリンター 2台(指定管理者調達)…旧様式申請書印刷用 コピー複合機(カラープリンター・FAX・スキャナー兼) 1台(指定管理者調達) 【情報ライブラリー】 カウンター用パソコン端末 1台(府貸与) 閲覧室内検索用パソコン端末 1台(府貸与) 執務室内パソコン端末 5台(指定管理者調達)</p>
17	システムについて	<p>・指定管理者が用意するPCの最低必要数、及び、現指定管理者が使用している数をご教授頂けないでしょうか。</p>	<p>指定管理者が用意するパソコンの最低必要数については、配置される人員によって変わります。現在の指定管理者が使用しているパソコン端末の台数は次のとおりです。(府貸与と指定管理者調達分があります。) 【施設受付】 カウンター用パソコン端末 1台(府貸与) 執務室内パソコン端末 8台(指定管理者調達) 利用者用パソコン端末 1台(指定管理者調達) 【情報ライブラリー】 カウンター用パソコン端末 1台(府貸与) 閲覧室内検索用パソコン端末 1台(府貸与) 執務室内パソコン端末 5台(指定管理者調達)</p>

大阪府立男女共同参画・青少年センター指定管理者募集に係る質問・回答

NO	項目	質問内容	大阪府の回答
18	収支について	平成31年度の収支決算書において ①事業収入の事業内容は ②雑収入の内容は ③修繕費 過去の修繕実績は ④使用料賃借料 賃借料の内容は ⑤委託費 委託先及び内容は ⑥負担金補助金 委託先及び内容 ⑦租税公課 税の内容は	資料Bのとおりです。
19	収支について	別紙資料4-1 4-2 <収入の部> 31年度のコロナ禍の影響による還付総額、令和2年度のコロナ禍の影響による、還付総額(見込み)の提示をお願いします。 令和3年度も同様の状況が考えられますが、令和2年度の利用見込み率及び収入予定額をお示しください。 <支出の部> 租税公課の内訳をお願いします。	新型コロナウイルス感染症の影響によるキャンセルに伴う利用料金の還付額は、平成31年度分は約660万円、令和2年度分は約2,900万円です(8月31日現在)。 新型コロナウイルス感染症による今後の影響を予測することは困難であるため、今年度の利用見込み率及び収入予定額を提示することはできません。 租税公課の内訳については、事業所税(市税)等になります。
20	収支について	今般、新型コロナウイルス禍で大変な社会情勢になっており、当センターにおいても運営状況が悪化しているものと思われまます。収束の見通しが立て難い中で懸念を致しております。「募集要項」の別紙資料7のリスク分担保の最下段、市場環境の変化の項では、利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振については指定管理者の負担となっております。募集要項の別紙資料4-1で示された利用状況は新型コロナウイルスの影響のない28年度から31年度(2月3月については影響があったのかもしれませんが)の利用状況が提示されており、応募にあたってはこれを基に今後の需要を見込んでいかざるを得ないところですが、経済活動との両立を図りながらという新たな社会の動きの中で新型コロナウイルスの禍の影響が長引き利用者数がこの四年間の平均を大きく下回り、見込んでいる利用料金収入より大きく減収した場合、大阪府との協議事項として取り扱われ一定の補填などをいただけるということではなく、リスク分担保通りの取り扱いとなり指定管理者側の負担となるのでしょうか。お尋ねいたします。	府と指定管理者のリスク分担保については、原則、募集要項別紙様式7「リスク分担保」に基づき、その時の情勢に応じて判断することになります。
21	収支について	・ホール及び1F ロビースペースの天井改修で生じる売上の機会損失について、補填等の処置がなされるかなど、どのような計画を立てられておりますでしょうか。	特定天井の改修工事について、現時点では具体的な計画はありませんが、補填等の措置については、その時の情勢に応じて指定管理者と協議の上、決定するものとします。
22	収支について	新型コロナウイルスの影響による売上の落ち込みが懸念されますが、影響額の補填や不足が予想される管理運営費の補助等はご検討されておりますでしょうか。	募集要項別紙様式7のリスク分担保に基づき、その時の情勢に応じて判断することになります。
23	設備・維持補修・改修について	管理業務等の内容 P2 Wifi 現行部分は継続使用が可能ですか。	現行のwi-fi機器は、現在の指定管理者の所有ですので、現在の指定管理者と協議の上で引き継いでいただくか、新たに機器をリース、または購入の上、設置することになります。

大阪府立男女共同参画・青少年センター指定管理者募集に係る質問・回答

NO	項目	質問内容	大阪府の回答
24	設備・維持補修・改修について	「募集要項」P.9のイ-Ⅲで、1階ロビー、7階ホールの特 定天井の改修工事が予定とされておりますが、その改 修工事期間(約9ヶ月)の利用料金収入の損失分につ いては、別途協議とありますが、利用率計算で補填が あるものと考えて良いのでしょうか。	特定天井の改修工事について、現時点では具体的な計画はありませんが、補填等の措置については、その時の情勢に 応じて指定管理者と協議の上、決定するものとします。
25	設備・維持補修・改修について	・1F ロビーのガラス面など告知物や展示等の装飾は可 能でしょうか。 またフィルムやシート貼付などの装飾も可能でしょ うか。(現状復帰も実施します。)	募集要項11ページ(3)④に記載のとおり、指定管理者は、施設の設置目的を損なわない範囲で、原則、指定管理期間 終了時に原状回復することを条件に、指定管理者自らが自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくこ とは可能です。ただし、その場合は、府と協議となり、事業実施の際は、行政財産の使用許可及びそれにかかる使用料が 発生することがあります。 なお、指定管理期間終了時に、施設等の価値を高めた場合で府の承認を得たときは、原状回復は不要とします(その際 は、府へ無償譲渡していただきます)
26	設備・維持補修・改修について	・現在施設内で提供しているサービスのエリア拡張等 実施する場合、必要な申請や遵守すべき条例等はい ちますでしょうか。	サービスのエリア拡張等を実施しようとする場合は、事業内容についてあらかじめ府と協議してください。ドーンセンター の管理運営にあたって遵守すべき条例等については、募集要項12ページ(4)のとおりです。
27	設備・維持補修・改修について	・各フロアの壁面やその周辺、共用スペースを活用し、 男女共同参画の目的に沿ったアート展示等を実施する 場合の具体的な条件等をご教授ください。	募集要項11ページ(3)④に記載のとおり、指定管理者は、施設の設置目的を損なわない範囲で、原則、指定管理期間 終了時に原状回復することを条件に、指定管理者自らが自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくこ とは可能です。ただし、その場合は、府と協議となり、事業実施の際は、行政財産の使用許可及びそれにかかる使用料が 発生することがあります。 なお、指定管理期間終了時に、施設等の価値を高めた場合で府の承認を得たときは、原状回復は不要とします(その際 は、府へ無償譲渡していただきます)
28	設備・維持補修・改修について	・ドーンセンターへの集客や施設の付加価値向上を目 的に、館の更なる装飾や展示物の設置等を行う場合、 行政財産使用許可及び使用料の無償化、減免等を検 討頂くことは可能でしょうか。	募集要項11ページ(3)④に記載のとおり、指定管理者は、施設の設置目的を損なわない範囲で、原則、指定管理期間 終了時に現状回復することを条件に、指定管理者自らが自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくこ とは可能です。ただし、その場合は、府と協議となり、事業実施の際は、行政財産の使用許可及びそれにかかる使用料が 発生することがあります。 使用料の減免等は公有財産規則等に定められており、使用目的等により判断することになります。
29	設備・維持補修・改修について	・現在の施設内(特にホール、パフォーマンススペース) における照明器具のLED化等の水光熱費削減施策等 はどの程度進められておりますでしょうか。	ドーンセンターにおける光熱水費の削減に向けた取り組みとして、募集要項17ページに記載のとおり、ESCO事業を導入し ています。 照明器具のLED化については、館内の一部箇所です実施していますが、ホール及びパフォーマンススペース部分につい ては、現時点で実施予定はありません。
30	設備・維持補修・改修について	・ホールで使用する液晶プロジェクターの機種、仕様、 生産年度をご教示頂く事は可能でしょうか。また入替 した履歴や先の交換予定時期の計画もご教示頂きたい。	・機種:1チップDLP方式プロジェクタ ・製造メーカー:パナソニック ・型番:PT-DW830W ・生産年月:平成26年12月 ・入替年月:平成27年2月 ・仕様:資料Cのとおり。 今後の交換予定時期は未定です。
31	設備・維持補修・改修について	・業務の再委託を行うにあたり、専門業者との協議で使 用する電気や建築図面等を開示頂く事は可能でしょ うか。また、複写等をお預かりすることは可能でしょうか。	各建築図面等を閲覧希望される場合は、ドーンセンター3階・大阪府府民文化部男女参画・府民協働課で開示しますの で、令和2年9月17日(木)までに御連絡願います。 なお、図面の複写等をお貸しすることはできません。
32	設備・維持補修・改修について	・基本修繕費が前公募から250万円増と変更されてお りますが、増額された具体的な理由をご教示頂けます でしょうか。以前より修繕箇所が増える見込みがある場 合や、新たな追加項目がある場合など、具体的な計画 をご教示願いたい。	基本修繕費については、近年における修繕・補修の実績や、建物・設備等の現状を勘案し、設定しています。 平成31年度の修繕・補修実績については、資料Dのとおりです。

大阪府立男女共同参画・青少年センター指定管理者募集に係る質問・回答

NO	項目	質問内容	大阪府の回答
33	設備・維持補修・改修について	・毎年1,250万円以上を修繕費に充てるとの記載ですが、既に耐用年数を超過しており以前より交換や改修が必要だった設備・備品等の故障などが生じた場合や、ドーンセンターの躯体等に関わるような高額修繕の場合においても、追加支出等はないのでしょうか。	募集要項別紙資料7「リスク分担表」に記載のとおり、経年劣化による維持補修(管理上、緊急を要するもの)は指定管理者の負担となります。 また、法令改正により必要となった施設躯体の維持補修においては府の負担となります。 ただし、天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧となる場合は、協議事項となります。
34	設備・維持補修・改修について	・立体駐車場料金システムのリース承継について、現在のリース金額をご教示頂く事は可能でしょうか。また指定のリース会社等はあるのでしょうか。	令和2年度における立体駐車場料金システムのリース額は、年422,400円(税込)です。 現在は日立キャピタル㈱と契約を締結していますが、指定のリース会社はありません。
35	設備・維持補修・改修について	・以下点検業務に関する委託先及び当該機器等の製造メーカー、対象の台数をご教授願います。 *昇降機(エレベーター、障がい者リフト) *自動扉 *舞台吊物機構 *ゴンドラ設備 *空調設備 *給排水ポンプ *自家発電装置 *蓄電池 *電気工作物	資料Eのとおりです。
36	設備・維持補修・改修について	・消防設備保守点検に関わる機器のリスト及びその台数をご教授ください。	資料Fのとおりです。
37	設備・維持補修・改修について	・設備運転業務の詳細2に記載の電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者については第三者への再委託は可能でしょうか。	第三者への再委託は、あらかじめ書面により府の承諾を得た上で可能です。 なお、第三者に委託又は請け負わせる場合は、委託先又は請負先がそれらの資格を有していることが必要です。 また、法定の資格者を置かない場合及び府が指定する資格者を置かない場合は審査対象外となります。
38	設備・維持補修・改修について	・ESCO事業の実施について、概算額約220万円(税込)と記載がありますが、年額という認識でお間違えないでしょうか。また保守事業者は既に決定しておりますでしょうか。その他、どういった事業内容でしょうか。	ESCO事業に係る設備保守経費の概算額約220万円は年額です。 保守事業者については、府が令和4年度まで(株)きんぐんと委託契約を締結していますが、令和5年度以降については、募集要項17ページに記載のとおり、指定管理者において委託契約を締結していただきます。 保守内容は、現ESCO事業の契約終了時に、府と次期指定管理者との間で別途、協議させていただきます。
39	設備・維持補修・改修について	立体駐車場の料金システムの保守経費以外に令和3年度から保守契約が必要となる項目があればお示しをお願いしたい。	募集要項及び管理業務等の内容に記載している業務を遂行していただくために必要な保守については、すべて行っていただく必要があります。その実施方法については、直営によるか、委託によるかは問いません。
40	設備・維持補修・改修について	P9 ・ホール調光盤の改修工事に伴い、機能の充実及び照明器具のLED化等が可能になるかと考えられますが、それらに必要なケーブルの新調や照明器具のLED化などの計画検討はされていますでしょうか。	現時点では、ホール調光盤の改修工事に伴う機能の充実、照明器具のLED化及びそれらに必要なケーブルの新調などの計画検討は行っていません。
41	設備・維持補修・改修について	・1Fロビーの天井改修工事計画について、現在のオブジェ、装飾品関係の移設等は検討されておりますでしょうか。また新たにバトン等の吊元はどのような仕様のものを検討されておりますでしょうか。 (例:バトンに電源を組み込み、照明を含んだディスプレイに変更など)	現時点では、1Fロビーの天井に設置しているオブジェ、装飾品等の移設についての検討は行っていません。
42	設備・維持補修・改修について	・指定管理者として天井等改修工事の協議等に関わらせて頂く事は可能でしょうか。	特定天井等改修工事を行う場合は、原則として府の方針に従って実施します。 設計期間や工期を含め具体的な工事内容が明確になった段階で、指定管理者と協議させていただきます。
43	その他	障がい者雇用について、法定雇用が必要のない団体で独自のルートで障がい者を雇用している場合はどの様に記載すればいいのでしょうか。	募集要項様式第2号 7(2)③の障がい者の実雇用率を記載するとともに、募集要項様式第6号 障がい者雇用状況報告書(常用雇用労働者45.5人未満の事業主用)に記載してください。 令和2年6月1日現在で、障がい者雇用率(法定雇用率)を超えている場合に1点付与します。また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。

大阪府立男女共同参画・青少年センター指定管理者募集に係る質問・回答

NO	項目	質問内容	大阪府の回答
44	その他	「募集要項」P23に記載の申請にあたっての提出書類(1)⑫の「意思決定を証する書類」に関して、複数の法人等が共同してグループを構成し申請をしようとする場合について、申請する法人の内部の意思決定は当該法人が応募申請をすることについての理事会議決だけでなく、グループを構成しようとする他の法人名の記載がある議決を求められるのかお尋ねします。	指定の申請に関する意思決定を証する書類は、複数の法人等が共同してグループを構成し申請するという意思決定された理事会の議決書を想定しています。
45	その他	・駐車場や施設内の不稼働資産の活用向上を目的に、期間等を定めた外部への貸出等を行い、収益化する事は可能でしょうか。	駐車場や他のスペースは、府の行政財産という性質上、指定管理者が外部への貸出等を行うことにより収益を得ることはできません。
46	その他	7F 喫茶コーナー跡での飲食等販売行為を検討する場合の具体的な取り決め事項や必要な申請方法をご教授ください。	募集要項11ページに記載のとおり、指定管理者が自主事業として飲食等の販売行為を行う場合は、あらかじめ府と協議が必要です。申請方法については、実施計画、収支計画等を添えて文書(様式自由)にて大阪府知事あて申請してください。使用料については、大阪府行政財産使用料条例及び大阪府公有財産規則等に基づき算定します。
47	その他	・B1F プール跡地をイベント利用する際の利用条件及び費用の考え方などご教授ください。(開催時の定員や禁止行為など)	地下1階プール跡地をイベントで利用する場合は、消防法等関係法令の規定に基づく対応が必要になります。さらに、自主事業として利用する場合は、使用料を大阪府に支払う必要があります。使用料の額は、大阪府行政財産使用料条例及び大阪府公有財産規則等に基づき算定します。
48	その他	・屋上施設(ヘリポート付近の芝生エリアやベンチのあたり)の利用条件をご教授ください。一般の来館者が自由に行き来できるか、また追加の設置物の制限等)	屋上施設を利用する場合は、利用者の動線や安全確保策などの検討が必要となりますので、計画等について府と協議してください。追加の設置物についても同様です。
49	その他	・必要な保険加入とありますが、現在の指定管理者が加入している保険の種類及びその具体的な保険内容をご教授頂けますでしょうか。	現在の指定管理者が加入している保険は次のとおりです。 【損害責任賠償保険】 (施設)身体1名につき1億円、1事故につき10億円、財物1事故につき1,000万円 (昇降機)身体1名につき1億円、1事故につき10億円、財物1事故につき1,000万円 (自動車管理者)事故対応費用 財物1事故につき4,240万円 特約(こどものへや)身体1名につき500万円、1事故につき5,000万円、財物1事故につき300万円 【傷害保険】 死亡・後遺障害 1名につき1,000万円 入院保険日額 1名につき5,000円 通院保険日額 1名につき2,000円
50	その他	・利用者満足度調査に関わる想定される手法と公表の方法と範囲をご教授ください。	募集要項18ページ「シ」に記載のとおり、利用者満足度調査は指定管理者において毎年度実施し、調査結果、対応方針等について公表していただきます。具体的な実施内容については、指定管理者が計画の上、府と協議してください。参考に、現在の指定管理者においては、来館者を対象に年2回アンケート調査を実施し、その結果をホームページで公表しています。